

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（第2条第12項に規定する個人のお客様に限り。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社清水銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座（法第37条の14第5項第2号および第4号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に関する事項を定めるものです。

2 お客様が当行で、この約款に基づき、法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「累積投資約款」「投資信託積立サービス取扱規定」に基づく累積投資契約を締結いただくことが必要です。

3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券振替決済口座管理規定」等その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。この約款と、当行の「累積投資約款」「投資信託積立サービス取扱規定」その他の当行が定める契約条項に定められた事項との間で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとします。

(非課税口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項に基づき「非課税口座開設届出書」（当行所定のシステムでの非課税口座開設手続を含む 以下同じ）に必要事項を記入のうえ、署名押印し、それに当行の定める一定の書類を添付して、提出してください。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この約款に基づき非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）または累積投資勘定（この約款に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。

2の2 前項のお客様が既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定のみを設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。

3 第1項および第2項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等

の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

4 第1項、第2項および第3項の際、お客様には租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して、氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

5 「非課税口座開設届出書」が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。

6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じ。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

7 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。

8 非課税口座を当行以外の他の証券会社もしくは金融機関に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。

9 お客様が第8項の規定により当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号に規定する、所轄税務署長から当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

10 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

11 成年年齢に係る平成31年度法制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第2条の2 お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客様に限り）。

(非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)

第3条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定の設定)

第4条 お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税口座開設届出書、非課税適用確認書または廃止通知書に記載された、非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。

3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様で、新たな勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出されたことがないお客様が、新たな非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」およびその他当行の定める一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。ただし、第2条第7項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。

4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（「非課税口座開設届出書」（非課税適用確認書、廃止通知書が添付されたものを除く。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第4条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書」、または「廃止通知書」に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。

3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。

4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」（「非課税適用確認書」、「廃止通知書」が添付されたものを除く。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、廃止通知書が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場

合には、同日）において設けられます。

(金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止)

第5条 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受領することができません。

2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受領した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受領したときに廃止されます。

3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第4条第1項または第4条の2第1項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第4条第2項または第4条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。

4 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受領した場合、当行はお客様に対し、勘定廃止通知書を交付します。

(非課税口座廃止届出書の提出)

第6条 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第16項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出してください。

2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受入れられていた上場株式等については、特例の適用を受けることはできません。

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第7条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。

3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

① お客様から当行に対して第8条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合でお客様から当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第7条の2 累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項または第6条第2項の規定に

より累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。

3 前二項の終了時点で、累積投資勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

- ① お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して施行令第25条の13第20項に規定する書類の提出があった場合一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第8条 当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第4条第4項の規定に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、ロの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第11条第2項において同じ。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもののみを受け入れます。

イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行で募集の取扱いにより取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの。

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された、法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じです。）から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託

（②に掲げるものを除きます。）

- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

2 前項の規定により、各年の非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の合計額が120万円を下回る場合においても、非課税となる投資枠の残額を翌年以降に設定される非課税管理勘定に繰り越すことはできません。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理または当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第8条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定には、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「累積投資約款」「投資信託積立サービス取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継

続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。

- ① 第4条の2第4項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- ② 当該累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の累積投資勘定への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

1の2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理または当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。

2 第1項の規定に基づき、累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

3 お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「累積投資約款」「投資信託積立サービス取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

4 前条第2項の規定は、各年の累積投資勘定に受け入れる上場株式等の合計額が40万円を下回る場合に準用します。

(譲渡の方法)

第9条 お客様は、非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第9条の2 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。

- ① 当行がお客様から施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名

および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

第9条の3 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、勘定の種類を変更しようとする場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」の所定事項を届出いただく必要があります(ただし、当該異動届出をされる日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該届出された年の勘定の種類を変更することはできず、届出された年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更することとなります。)

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等)

第10条 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係る収益分配金等については、原則として当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に支払いを受けるもの(当行がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限り)は、所得税および住民税等が課されません。

2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた上場株式等を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間に譲渡した場合、原則として当該譲渡益については、所得税および住民税等が課されません。

3 お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定に受け入れた上場株式等に係る前二項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日」を「当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過する日」と読み替えるものとします。

4 非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の譲渡による収入金額が当該上場株式等の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

(非課税口座での取引である旨のお申し出)

第11条 お客様が非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行での募集の取扱いにより非課税上場株式等管理契約に基づき取得をした上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、非課税累積投資契約に基づき取得した上場株式等を累積投資勘定に受け入れようとする場合には当該契約締結の際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。また、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる上場株式等の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。また、第8条の2および前項の規定により累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限り)により、受入期間に受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

3 お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等

を保有されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。

なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、原則として先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第12条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定または累積投資勘定から上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第8条第1号口または第2号に規定する移管に係るもの、第8条第1項第3号または第8条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。)をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得したお客様)に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

(非課税口座年間取引報告書の送付)

第13条 当行は、法第37条の14第31項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

(届出事項の変更)

第14条 「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行に届出いただいた氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様には遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当行に届出いただくこととします。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。

2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行に提出いただくものとします。

(非課税口座の廃止)

第15条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当行に対して第6条第1項に定める非課税口座廃止届出書を提出されたとき 当該提出日
- ② お客様が当行に対して法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書を提出されたとき 出国日
- ③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第26項前段の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ④ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

⑥ お客様が2021年12月31日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和3年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)」附則第73条第6項の規定に基づき、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022年1月1日(法令・諸規則等の適用)

第16条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政

省令、諸規則、その他約款・規定等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 17 条 お客様が第 14 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(約款の変更)

第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたとき、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第 19 条 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

附 則

この約款は、2021 年 4 月 1 日より適用します。